

平成 28 年度 事業計画書

(平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで)

1. 基本姿勢

平成 28 年度は、市の第三期の指定管理者としての最終年度であると同時に、次期指定管理者としての応募を迎える最重要年度であります。

これまでの礎を大事にしながら、お客様満足度をより一層高められるよう、当財団の機能である、①支える（Support）、②情報収集・発信機能（Information）、③導く（Lead）、④つなぐ（Coordinate）の四つの頭文字「SILC（シルク）」を十二分に発揮し、広く地域住民の文化及びスポーツの発展と、心身の健全な発達に寄与するため、今後とも公益的的使命をもって、積極的な財団運営を進めてまいりたいと考えております。

平成 28 年度の事業実施にあたりましては、各施設の経営プラン策定の中で、利用増進に向けての魅力づくりや、次代を担う子供たちの体力づくり、地元大学との連携事業のほか、障がいを理由とする差別の解消の推進に向けた新しい事業へのチャレンジなど、「ここから発信できる夢がある」をテーマに、帯広市の指定管理者として、より一層の公共サービスの向上に努め、さらなる飛躍に向けた取り組みに努めてまいります。

自主事業の取組みといたしましては、公益経営の視点を基本として、優れた芸術文化を提供する文化振興事業、市民の健康・体力づくりを進めるスポーツ振興事業、更に、文化団体や体育団体との協働による文化・スポーツの普及振興を進め、地域に根ざした事業を推進してまいります。

また、帯広市が計画中の、新総合体育館整備運営事業に係る P F I 事業参画への取り組みを進めてまいります。

文化・スポーツ施設の指定管理運営事業及び附帯する事業につきましては、市民の皆さんの施設として、安全・安心で、いつでも気軽に楽しく利用していただけることをモットーに、利用者がより良い環境のもとで活動できる機会や場を提供するとともに、施設運営の効率化を図り、コスト削減に努め、以下の通り各種事業を展開してまいります。

2. 文化振興事業

定款第 4 条第 1 号及び第 4 号に掲げる事業は、次の計画により行う。

「i」市民自ら行う文化活動を活発にするための事業

- (1) 第 35 回おびひろ市民芸術祭 (4 月 29 日～5 月 31 日)

市内で活動している文化団体及び個人を対象に、日頃の成果を発表する機会を提供することに併せて、市民が展示会や舞台公演、お茶会に参加・鑑賞する機会を提供することを通して、市民主体の芸術・文化活動を促進することを目的とする。

「ii」地域に文化活動の種を蒔き、育てる「養成」と「支援」の事業

- (1) 帯広市民文化ホールカルチャー「ZUMBA でエクササイズ」 (9 月～10 月)

ラテン系の音楽とダンスを融合させて創作されたフィットネスエクササイズを O L、主婦などを対象に実施することで心身ともに健康になり、豊かな日常生活をおくってもらうことを目的とする。

- (2) 帯広市民文化ホールカルチャー「はじめてのベリーダンス」 (10月～11月)
アラブ音楽にのせて腰、肩、そして特にお腹(ベリー)をくねらせ、時に振るわせるようにして踊る、馴染みのないこのエクササイズ方法を多くの方に紹介し、心身ともに健康になり、豊かな日常生活をおくってもらうことを目的とする。
- (3) 帯広市民文化ホールカルチャー「ココロもカラダもリラックス ヨガ講座」(1月～2月)
身体に無理のないポーズと呼吸法により、心と身体をリラックスすることで、心身ともに健康になり、豊かな日常生活をおくってもらうことを目的とする。
- (4) 帯広市民文化ホールセミナーはじめての舞台体験「冬休み小学生舞台探検」
(1月6日、7日)
小学4年生から6年生の児童を対象に、通常は目にする事のない市民文化ホールの舞台機構や、音響・照明設備等の見学と操作体験を通して、舞台技術や芸術文化に興味をもってもらう“きっかけづくり”を目的とする。
- (5) 第28回親と子のわくわく音楽会 (1月29日)
帯広・十勝の幼児・児童と親を主な対象に、日頃接する機会の少ないオーケストラの生演奏の鑑賞と楽器体験などを通して、親と子のふれあいの場と音楽の楽しさを知ってもらう機会を提供することを目的とする。
- (6) 幼児向けプチコンサート (3月11日)
幼児と親を対象に、楽しい生演奏の音楽を聴く機会を提供することを通して、親子で芸術・文化にふれてもらうことを目的とする。

「iii」地域にオリジナルな文化をつくる事業

- (1) 帯広交響楽団第38回定期演奏会 (5月21日)
市民が支援する市民オーケストラによる、優れた演奏を鑑賞する機会を提供することを通して、市民の自主的活動を支援し、市民主体のまちづくりに寄与することを目的とする。
- (2) 帯広交響楽団特別演奏会 (12月4日)
市民が支援する市民オーケストラによる、優れた演奏を鑑賞する機会を提供することを通して、市民の自主的活動を支援し、市民主体のまちづくりに寄与することを目的とする。
- (3) 地元アーティスト支援事業 (2月)
帯広・十勝で活動している、良質なアーティストの演奏会を鑑賞する機会を提供することを通して、未来を担うアーティストの育成を目的とする。

「iv」プロの芸術・芸能を鑑賞する機会を提供する事業

- (1) 感性の豊かな子供たちに優れた芸術文化を鑑賞する機会の提供
- ア) きかんしゃトーマス ファミリーミュージカル「ソド一島のたからもの」 (7月26日)
親子で楽しめる舞台公演を鑑賞する機会を提供することを通して、子供たちが豊かな感性を育むことを目的とする。
- イ) 人形劇団むすび座「ピノキオ」 (8月28日)
親子で楽しめる舞台公演を鑑賞する機会を提供することを通して、子供たちが豊かな感性を育むことを目的とする。

ウ) デフ・パペットシアターひとみ「森と夜と世界の果てへの旅」

※ 福祉関連事業

(11月5日)

親子で楽しめる、ろう者が演じる演劇公演を鑑賞する機会を提供することを通して、子供たちが豊かな感性を育むことと、ノーマライゼーションによるまちづくりに寄与することを目的とする。

(2) 優れた国内外の芸術文化を鑑賞する機会の提供

ア) ベルリン交響楽団帯広演奏会

(7月6日)

優れた海外のオーケストラの演奏を鑑賞する機会を提供することを通して、市民の豊かな心を育むことを目的とする。

イ) 弦巻楽団「果実」

(9月29日)

優れた道内の劇団の公演を鑑賞する機会を提供することを通して、地域の芸術文化の創作活動に刺激を与え、活性化に貢献することを目的とする。

ウ) ディズニー・オン・クラシック

(10月26日)

子どもから大人まで楽しめる優れたクラシック公演を鑑賞する機会を提供することを通して、市民の豊かな心を育むことを目的とする。

エ) 札幌交響楽団特別演奏会

(3月25日)

優れた道内のオーケストラの演奏を鑑賞する機会を提供することを通して、市民の豊かな心を育むことを目的とする。

(3) 多くの市民が気軽に楽しめる事業を鑑賞する機会の提供

ア) ハロー・ミュージカル!プロジェクト「南太平洋」

(8月11日)

一流のスタッフ、キャストによる質の高いミュージカル公演を、廉価な入場料金で実施することを通して、ミュージカルの素晴らしさを普及し、市民の豊かな心を育むことを目的とする。

イ) WAHHA本舗実験コメディ劇場「名もなく、貧しくもなく、美しくもなく」

※ 福祉関連事業

(10月2日)

ろう者が演じる喜劇公演を鑑賞する機会を提供することを通して、市民の豊かな心を育むことと、ノーマライゼーションによるまちづくりに寄与することを目的とする。

(4) 日本の伝統芸術にふれる機会の提供

ア) よしもとお笑いライブ in おびひろ

(3月12日)

日本の伝統芸能・漫才を鑑賞する機会を提供することを通して、市民の豊かな心を育むことを目的とする。

「v」地域文化の「担い手養成事業」

(1) 帯広市民文化ホールセミナー「舞台技術講習会」

(8月)

高文連十勝支部演劇専門部の生徒を対象に、音響や照明など舞台に関する基本的な知識を、実際に舞台上で体験しながら学ぶことを通して、地域の演劇文化と舞台技術の普及振興を図ることを目的とする。

- (2) 帯広市民文化ホールアウトリーチ事業「学習発表会に役立つ舞台技術」 (10月)
市内の小学校を対象に、学習発表会に活用できる舞台、照明、音響の基本的な技術を指導することにより、舞台芸術に対する興味と理解を深めてもらい、将来の文化ホール利用者の拡大を目指すことを目的とする。
- (3) 帯広市民文化ホールセミナー「舞台技術アドバイスセミナー」 (10月)
北海道高等学校演劇大会に出場する十勝代表校を対象に、制限時間内での舞台演出効果を高める技術をアドバイスすることを通して、地域の演劇文化と舞台技術の普及振興を図ることを目的とする。
- (4) 帯広市民文化ホールセミナー「大人のための舞台体験」 (1月6日)
通常は目にすることのない、帯広市民文化ホールの舞台機構や音響設備・照明機構等の見学と操作体験を通して、舞台技術や芸術文化に興味を持ってもらうことを目的とする。

3. スポーツ振興事業

定款第4条第2号及び第4号に掲げる事業は、次の計画により行う。

「i」各種スポーツ教室等開催事業

		全49事業
(1) 水中運動教室	(1 事業	4月～ 3月)
(2) 体操教室	(15 事業	4月～ 3月)
(3) 水泳教室	(6 事業	4月～ 3月)
(4) グラウンド整備講習会	(2 事業	5月～ 9月)
(5) 走り方教室	(3 事業	5月～ 2月)
(6) テニス教室	(6 事業	5月～ 3月)
(7) 卓球教室	(1 事業	6月～10月)
(8) ダンス教室	(2 事業	6月～ 2月)
(9) バドミントン教室	(1 事業	9月～11月)
(10) スケート教室	(5 事業	9月～ 3月)
(11) スポーツ体験教室(サッカー、バスケット)	(2 事業	未定・10月)
(12) メンタルトレーニング講習会	(3 事業	12月～ 3月)
(13) 女性アスリートコンディショニングセミナー	(1 事業	10月以降未定)
(14) スポーツパフォーマンス測定会	(1 事業	未定)

「ii」スポーツ大会等開催事業(継続大会)

	全13大会
(1) 第30回財団杯少年サッカー大会	(8月)
(2) 第31回財団旗少年野球大会	(8月～9月)
(3) 第25回財団杯身障者パークゴルフ大会	(9月)
(4) 第8回財団杯帯広オープン・男女団体混合卓球大会	(9月)
(5) 第30回財団杯ちびっこアイスホッケー大会	(10月)
(6) 第13回十勝地区障がい者水泳大会 兼 第11回帯広市文化スポーツ振興財団 HCスイムフェスタ	(10月)
(7) 第8回財団杯帯広の森パークゴルフ大会	(10月)
(8) 第23回財団杯女子アイスホッケー大会	(11月)

- (9) 2016' 帯広の森スピードスケート競技会 (11月)
- (10) 第31回財団杯室内ゲートボール大会 (12月)
- (11) 第10回財団杯タグラグビー大会 (12月)
- (12) 第30回財団杯ママさんバレーボール大会 (2月)
- (13) 第5回財団杯北海道雪中パークゴルフ大会 兼 帯広市健康スポーツ推進委員会杯
雪中パークゴルフ大会 (2月)

「iii」 プロスポーツ開催・観戦鑑賞事業

- (1) プロ野球パシフィック・リーグ公式戦 (7月20日)
広く市民にプロ野球の醍醐味を堪能していただく場を提供することを目的に開催する。
「北海道日本ハムファイターズ VS 東北楽天ゴールデンイーグルス」
- (2) プロ野球観戦教室 (7月20日)
小・中学生、身障者、指導者を野球観戦に招待し、夢と希望を与え健全な青少年の育成と技術の向上を図ることを目的に開催する。

「iv」 スポーツ共催事業

- (1) 帯広市スポーツフェスティバル (10月)
市民がこぞってスポーツに親しみ、心身を鍛え、健康で明るい家庭づくりと町づくりに役立てることを目的とする。
- (2) 2017十勝大平原クロスカントリースキー大会 (3月)
「十勝大平原国際クロスカントリースキー大会」を継承し、更なる冬の健康づくり並びに人と人との交流の拡大を図ることを目的とする。
- (3) 楽しいアイスホッケー初心者教室 (9月～3月)
アイスホッケーの楽しさを通して、スケートに親しみ、小学生低学年及び幼児の健康体力づくりを図り、スケート人口底辺拡大と普及振興を目的に開催する。
- (4) 第31回日本クラブユースサッカー選手権 (U-15) 大会 十勝開催支援事業 (8月)
日本クラブユースサッカー選手権 (U-15) 大会及び、デベロッパカップ大会の十勝開催にあたり、宿泊受け入れ及び選手役員の輸送、芝生環境の改善など、大会の運営を円滑に進めることを目的とする。

「v」 青少年の交流派遣事業

- (1) 第24回帯広・韓国アイスホッケー親善交流大会 (未定)
アイスホッケーの交流を通じ、帯広と韓国の若人が固い友情と深い相互理解で結ばれ、共にアイスホッケー技術の向上のみならず、国際人としての視野の確立と育成に努め、社会に貢献できる人材育成を目的とする。
- (2) 第9回帯広・韓国高校生バスケットボール交歓大会 (未定)
韓国の高校生とバスケットボール競技を通じて、国際人としての視野の確立と社会に貢献できる人材育成に寄与し、帯広と韓国若人の相互理解を深め、バスケットボール技術の向上を図ることを目的とする。

「vi」総合型地域スポーツクラブ事業の実施及び調査研究

- (1) スポーツ事業振興調査研究（総合型地域スポーツクラブの取組み）（4月～3月）
スポーツ事業振興策として、地域住民の地域スポーツクラブ化への取組みから、帯広の森運動施設を主な活動場所として現在活動を行っている「おびひろの森スポーツクラブ」が開催する各種事業をスポーツ関係機関やスポーツ団体と共同開催する。
また、地域型スポーツ事業の推進を図るべく調査研究を行なうものとする。

4. スポーツ施設設置維持運営事業

定款第4条第3号に掲げる事業は、次の計画により行う。

- (1) すば一く帯広維持運営

5. 地域振興活性化及び市民交流事業

定款第4条第5号に掲げる事業は、次の計画により行う。

- (1) 2016帯広まちなか歩行者天国への協賛
中心市街地活性化事業「帯広まちなか歩行者天国」へ協賛事業者として参加し、財団事業のPR活動を努めて行うほか、文化・スポーツの振興を通して、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

6. 芸術文化・スポーツ施設等の利用促進及び管理運営事業

定款第4条第6号に掲げる事業は、次の計画により行う。

- (1) 行政機関の指定又は委託を受けて、芸術文化、スポーツ施設等の利用促進と管理運営を行う。

＜主な管理運営施設＞

- | | |
|---------------|-------------------|
| ・ 帯広市総合体育館 | ・ 帯広の森体育館 |
| ・ 帯広の森研修センター | ・ 帯広の森屋内スピードスケート場 |
| ・ 帯広の森アイスアリーナ | ・ 帯広の森第二アイスアリーナ |
| ・ 帯広の森野球場 | ・ 帯広の森陸上競技場 |
| ・ 帯広の森市民プール | ・ 帯広の森弓道場・アーチェリー場 |
| ・ 帯広の森テニスコート | ・ 帯広の森スポーツセンター |
| ・ 帯広の森球技場 | ・ 南町等屋外運動施設（6施設） |
| ・ 帯広市民文化ホール | |

7. その他目的達成のため必要な事業

定款第4条第7号に掲げる事業は、次の計画により行う。

(1) 管理施設関連附帯事業（収益事業）

管理施設利用者の利便に供するとともに、公益目的事業を行う財源の一部を賄うための事業を行う。

(2) 地元大学との連携事業

（4月～3月）

連携協定を締結した帯広畜産大学、帯広大谷短期大学と、学生が主体的かつ積極的に事業に参加し、文化、スポーツ、福祉を通じた社会貢献や振興に寄与することを目的とする。